

# 賃貸借契約解約通知書(借主用)

(貸主又は管理業者) \_\_\_\_\_ 様

この度次のとおり賃貸借契約を解約し明け渡しますのでお届けします。

(フリガナ) 氏名	( )	届出年月日 (事前に連絡済の場合はその日付)	年 月 日
現在の物件			
解約後の連絡先	(建物名等) _____ 号室	電話番号	
メールアドレス	(メール・LINEにて提出する場合は省略できます)		
敷金の有無	有 ・ 無 (「有」の場合は下の欄にご記入ください)		
敷金返還先	返還方法： 返金 ・ 振込 (振込の場合は下にご記入ください。振込手数料はご契約書負担とします)		
	銀行 信用金庫 信用組合 農協 漁協 労金	本店 支店 出張所	普通 ・ 記号 (ゆうちょ銀行のみ) 当座 番号 口座名義人
解約日 (翌月以降の月末)	年 月 日	立会希望日 (駐車場は不要)	年 月 日 午前・午後 時頃

(太線内のみ記入してください。)

契約終了年月日	年 月 日	受 理 印 等
住宅修理査定日時	年 月 日 時	年 月 日 (受理者名)

《本通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ① 契約解約日 賃貸借契約書の契約解約の条項に基づき、届出日の翌日から少なくとも1ヶ月前(解約の前月末日)までに書類にて申し出ることが必要です。
- ② 退去(明渡し) 退去は、物件を明け渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。  
なお、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも物件の使用はできません。
- ③ 賃 料 等 契約解約日以前に退去されても、契約解約日まで頂きます。
- ④ 電気・ガス・水道料金等 電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算してください。
- ⑤ 住宅の修繕 退去されるに際し、契約者負担に係る修繕及び取替え工事に要する費用を負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。  
なお、退去者立会いの上、修繕箇所の確認及び修繕費負担額の算定をします。
- ⑥ 返還金の送金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を現金またはご指定の金融機関の預貯金口座への振り込みにて返金します。なお、振り込み手数料は契約者負担とします。